

資料 1

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たに「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《改正前》

《改正後》

幼保連携型
(1,931件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園
(学校) 保育所
(児童福祉施設)幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
 - 指導監督の一本化
 - 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人

幼稚園型
(524件)

※設置主体は国、自治体、学校法人

幼稚園
(学校) 保育所
機能

- 施設体系は、従前どおり

保育所型
(328件)

※設置主体制限なし

幼稚園
機能 保育所
(児童福祉施設)

- 財政措置は「施設型給付」で一本化

地方裁量型
(53件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能
十
保育所機能

（認定こども園の合計件数は2,836件（平成27年4月時点））

幼保連携型認定こども園について

主な内容

設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聞く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。（既存施設からの移行に際し、設備についての移行特例を設ける）
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭（※）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 (施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施)

	(続き)
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- その他の関係法令の適用についても、幼稚園及び保育所からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- 幼稚園教諭免許及び保育士資格について、一体化を含め、その在り方について検討する。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能、保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参考基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参考基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参考基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参考基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- 安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- 1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定されました。

この教育・保育要領について、主な内容を紹介します。

※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行うこととされています。

■教育及び保育の基本及び目標

- 乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うことであること基本とする。
- 園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者と共に園児を健やかに育成するものとする。

■五つの領域

領域	ねらい及び内容
【健康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定
【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人のかかわる力を養う。	ねらい：生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼保連携型認定こども園における生活全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。
【環境】 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	内 容：ねらいを達成するために指導する事項。園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること。
【言葉】 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。	
【表現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	

■教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等

- 毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、発達の程度や季節などに配慮すること。
- 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮すること。
- 指導計画の策定にあたっては障害のある園児の指導や小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容等に配慮すること。

■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 生活の連続性やリズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じ、教育及び保育の内容や展開について工夫すること。
- 教育及び保育の環境の構成にあたっては、満3歳未満と満3歳以上の発達の特性などを踏まえるとともに、異年齢交流の機会を組み合わせるなど工夫すること。
- 園児の保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たっては、保護者自らの子育てを実践する力を高める観点に立って行うこと。

岡山県内の認定こども園の設置状況

1. 岡山いきいき子どもプラン2015における目標設置数と実績

<目標設置数、設置時期の基本的な考え方>

- ・市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容が設定されていることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とする。

	26年度	27年度		28年度		29年度	30年度	31年度
	設置数	計画	設置数	計画	予定数	計画	計画	計画
県合計	17	32	32	42	49	53	63	74

2. 平成27年度における設置状況

所在地	施設名	類型	設置主体	定員	認定年月日
岡山市	就実こども園	幼稚園型	私(学)就実学園	152	H24.4.1
岡山市	中山認定こども園	幼保連携型	公岡山市	210	H27.4.1
岡山市	御津金川認定こども園	幼保連携型	公岡山市	150	H27.4.1
岡山市	太伯認定こども園	幼保連携型	公岡山市	150	H27.4.1
岡山市	灘崎認定こども園	幼保連携型	公岡山市	240	H27.4.1
倉敷市	中洲認定こども園	幼保連携型	公倉敷市	240	H27.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	幼保連携型	私(福)クムレ	255	H27.4.1
倉敷市	くらしき作陽大学附属認定こども園	幼保連携型	私(学)作陽学園	135	H27.4.1
倉敷市	しおかぜ認定こども園	保育所型	私(福)しおかぜ	95	H27.4.1
玉野市	玉認定こども園	保育所型	公玉野市	70	H25.4.1
玉野市	サンマリン認定こども園	保育所型	公玉野市	140	H27.4.1
総社市	きよね認定こども園	幼保連携型	公総社市	250	H27.4.1
高梁市	有漢こども園	幼保連携型	公高梁市	100	H27.4.1
高梁市	川上こども園	幼保連携型	公高梁市	120	H27.4.1
新見市	上市認定こども園	幼保連携型	公新見市	80	H20.4.1
新見市	大佐認定こども園	幼保連携型	公新見市	115	H21.4.1
新見市	哲西認定こども園	幼保連携型	公新見市	50	H21.4.1
新見市	神代認定こども園	幼保連携型	公新見市	65	H22.5.1
新見市	熊谷認定こども園	幼保連携型	公新見市	60	H25.4.1
新見市	新見中央認定こども園	幼保連携型	公新見市	140	H26.4.1
備前市	伊里認定こども園	幼保連携型	公備前市	185	H22.4.1
備前市	片上認定こども園	幼保連携型	公備前市	128	H25.4.1
備前市	三石認定こども園	幼保連携型	公備前市	75	H26.4.1
真庭市	落合こども園	幼保連携型	公真庭市	180	H19.4.11
真庭市	美川こども園	幼保連携型	公真庭市	90	H20.4.1
真庭市	勝山こども園	保育所型	公真庭市	180	H24.4.1
真庭市	河内こども園	幼保連携型	公真庭市	50	H26.4.1
真庭市	八束こども園	保育所型	公真庭市	105	H26.4.1
真庭市	湯原こども園	保育所型	公真庭市	75	H27.4.1
真庭市	美甘こども園	保育所型	公真庭市	60	H27.4.1
真庭市	川上こども園	保育所型	公真庭市	110	H27.4.1
鏡野町	認定こども園芳野保育園	保育所型	公鏡野町	170	H25.4.1

計 32施設 [類型内訳]幼保連携型22、幼稚園型1、保育所型9 [公私内訳]公立28、私立4

※平成26年度以前に認定を受けた幼保連携型認定こども園については、認定こども園法の改正に伴い、平成27年度から、新制度の幼保連携型認定こども園(認定こども園法に基づく単一の認可)へ移行している。

3. 平成28年度設置予定の認定こども園

所在地	施設名(仮称)	類型	設置主体		定員(予定)	移行前の施設
岡山市	岡南認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	208	岡南保育園 岡南幼稚園
岡山市	岡北学園	幼保連携型	私	(福)岡北福祉会	115	岡北保育園
岡山市	幼保連携型認定こども園 若草児童園	幼保連携型	私	(福)佳日会	255	若草保育園
岡山市	認定こども園 白ゆり	幼保連携型	私	(福)白ゆり会	190	白ゆり保育園
岡山市	めぐみ幼保連携型認定 こども園	幼保連携型	私	(福)旭東愛児会	135	めぐみ保育園
岡山市	めぐみ第二幼保連携型 認定こども園	幼保連携型	私	(福)旭東愛児会	45	めぐみ第二保育園
倉敷市	あさひ幼稚園	幼稚園型	私	(学)岡本学園	450	あさひ幼稚園
倉敷市	三宝認定こども園	保育所型	私	(福)愛和福祉会	245	三宝保育園
倉敷市	柳田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	150	柳田幼稚園 柳田保育園
倉敷市	乙島東認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	105	乙島東幼稚園 乙島保育園
倉敷市	穂井田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	56	穂井田幼稚園 穂井田保育園
津山市	勝北風の子こども園	幼保連携型	公	津山市	215	勝北風の子こども園
津山市	幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園	幼保連携型	私	(学)しらゆり学園	234	しらゆり幼稚園
玉野市	八浜認定こども園	保育所型	公	玉野市	90	八浜保育園
真庭市	天の川こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	落合ひまわり保育園 天津幼稚園 川東幼稚園
浅口市	寄島こども園	幼保連携型	公	浅口市	142	寄島幼稚園 寄島西保育園
浅口市	金光学園こども園	幼保連携型	私	(学)金光学園	110	金光学園幼稚園

計 17施設 [類型内訳]幼保連携型14、幼稚園型1、保育所型2 [公私内訳]公立8、私立9

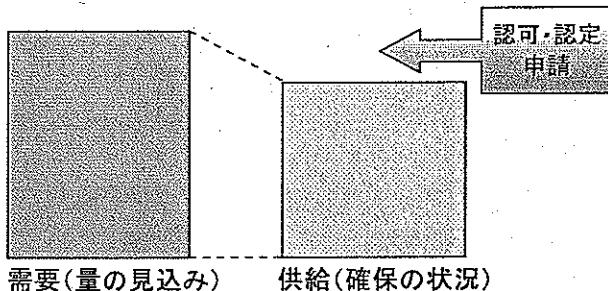
■は、岡山県子ども・子育て会議への意見聴取の対象施設。

岡山県子ども・子育て支援事業計画（岡山いきいき子どもプラン2015）との関係

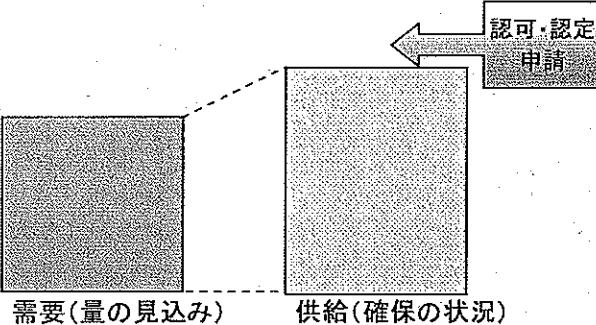
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

- 需要（量の見込み） > 供給（確保の状況） → 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）
- 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況） → 認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）

需要 > 供給 → 原則認可・認定



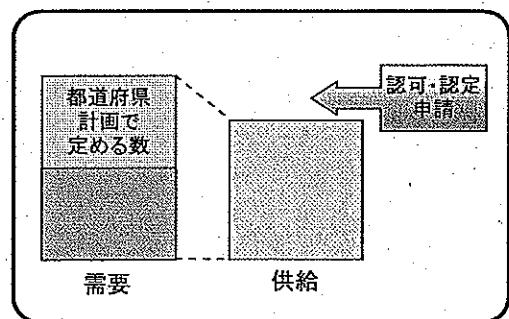
需要 < 供給 → 認可しないことができる



- 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給
→ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

※この「都道府県計画」で定める数は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。



岡山いきいき子どもプラン(抜粋)

5 子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育・保育の拡充等

(6) 教育・保育の確保方策等

② 認定こども園の設置目標

(イ) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町村の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

○基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

○需給調整に関して県が定める上乗せ数値について

認定こども園の認可・認定の際の「需給調整」の判断基準となる数値について、需給計画とは別に、県が上乗せする数値を定めることとなっています。

- ・幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

2号・3号認定において、「確保方策」が「量の見込み」の差が最大となる平成31年度の過不足7,909人を超える「上乗せする数値」を設定することとします。

※上乗せ数値 8,000人

- ・保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）

1号枠については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていない案件で、1号の利用定数を設定する場合は、全て需給調整案件として、認可・認定についての要否を個別に判断することとします。

※1号認定の上乗せ数値は定めない。

幼保連携型認定こども園 認可申請調書

区分	内 容							
1 名称	幼保連携型認定こども園しらゆり幼稚園 ※認定こども園法の経過措置を適用し、名称に「幼稚園」を使用							
2 所在地	津山市上河原153番地							
3 開設時期	平成28年4月1日							
4 新設／移行	幼稚園から移行 しらゆり幼稚園 (S55.8.4認可)							
5 設置者	学校法人しらゆり学園 (理事長: 小椋徹範)							
6 園長予定者	氏 名	原田 圭子						
	教・児童福祉施設勤務歴	51年	保有資格	中学校教諭1級免許				
	備 考	現 しらゆり幼稚園園長						
7 定員及び学級	定員234人 (学級数8学級)							
	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				12人	36人	36人	36人	120人
2号・3号認定		18人	24人		24人	24人	24人	114人
学級数				1学級	3学級	2学級	2学級	8学級
必要配置数		7人		1人	3人	2人	2人	15人
	【参考】移行前幼稚園の状況 収容定員270人、在園児数111人、学級数 6学級 (H28.1現在)							
8 教職員組織	園長、副園長2名、保育教諭13名、講師8名 (非常勤)、 事務部長、事務職員 園医、園歯科医、園薬剤師 (委嘱) 園児の教育・保育に直接従事する職員 合計21名 (※常勤換算後17名)							
9 敷地・園庭	敷地面積 6, 019m ² (自己所有)							
	園庭面積 2, 638m ² (必要面積 879. 2m ²)							

区分	内 容																				
10 園舎・設備	<p>園舎面積 1,892.56m² (必要面積 1,026.92m²) 構造：鉄筋コンクリート造2階建 1,421.99m² (耐火建築物) 木造平屋建 470.57m²</p> <p>設備面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要設備</th> <th>室数</th> <th>現有面積</th> <th>必要面積</th> <th>適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室・ほふく室</td> <td>1</td> <td>62.00m²</td> <td>59.4m²</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>9</td> <td>492.81m²</td> <td>427.68m²</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>1</td> <td>248.81m²</td> <td></td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の必置設備 ■職員室、■保健室、■調理室、■便所、■飲料用設備、 ■手洗用設備、■足洗用設備</p>	必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否	乳児室・ほふく室	1	62.00m ²	59.4m ²	適	保育室	9	492.81m ²	427.68m ²	適	遊戯室	1	248.81m ²		適
必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否																	
乳児室・ほふく室	1	62.00m ²	59.4m ²	適																	
保育室	9	492.81m ²	427.68m ²	適																	
遊戯室	1	248.81m ²		適																	
11 教育及び保育の目標 (理念)	<ul style="list-style-type: none"> 前身であるしらゆり幼稚園の伝統を大切にし、「感謝する心」「思いやりの心」「奉仕の心」を涵養する。 幼児期は人間形成を培う大切な時期であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、一人ひとりの育ちを大切にしながら、心身共に健康で心豊かな幼児期を過ごせるようとする。 																				
12 教育及び保育を行う期間及び時間	<p>教育標準時間 (1号認定)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育週数</td> <td>年間39週</td> </tr> <tr> <td>基本開園日</td> <td>月曜日から金曜日 (祝日は除く)</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>4月 1日～ 4月 6日 7月 20日～ 8月 26日 12月 25日～ 1月 6日 3月 26日～ 3月 31日</td> </tr> <tr> <td>教育標準時間利用</td> <td>9時00分～14時00分</td> </tr> <tr> <td>預かり保育</td> <td>教育時間の前後 教育時間前 8時00分～ 9時00分 教育時間後 14時00分～18時00分 長期休業日 8時00分～18時00分</td> </tr> </tbody> </table>	教育週数	年間39週	基本開園日	月曜日から金曜日 (祝日は除く)	長期休業日	4月 1日～ 4月 6日 7月 20日～ 8月 26日 12月 25日～ 1月 6日 3月 26日～ 3月 31日	教育標準時間利用	9時00分～14時00分	預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 8時00分～ 9時00分 教育時間後 14時00分～18時00分 長期休業日 8時00分～18時00分										
教育週数	年間39週																				
基本開園日	月曜日から金曜日 (祝日は除く)																				
長期休業日	4月 1日～ 4月 6日 7月 20日～ 8月 26日 12月 25日～ 1月 6日 3月 26日～ 3月 31日																				
教育標準時間利用	9時00分～14時00分																				
預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 8時00分～ 9時00分 教育時間後 14時00分～18時00分 長期休業日 8時00分～18時00分																				

区分	内容					
12 教育及び保育を行いう期間及び時間 (続き)	保育標準時間、保育短時間（2号・3号認定）					
	開園日数	年間 292 日				
	基本開園日	月曜日から土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）				
	保育標準時間利用	基本保育時間 7時30分～18時30分 延長保育時間 18時30分～19時00分				
	保育短時間利用	基本保育時間 8時30分～16時30分 延長保育時間 16時30分～19時00分				
13 食事の提供	<p>食事の提供方法</p> <p><input type="checkbox"/> 園内で調理する方法 <input checked="" type="checkbox"/> 園内で調理する方法（調理業務を外部委託） <input type="checkbox"/> 3歳以上の給食を園外で調理し、搬入する方法</p> <p>1号認定の園児への食事の提供</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>					
14 子育て支援事業 (在園児以外を対象)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しらゆり未就園児教室</td> <td>① 2・3歳児（毎週火曜日） ② 1歳児（第2・第4水曜日） 子どもの発達に応じ、「遊び」を通して健やかな育ちの一助とする。 子育て中の親同士のつながりの場とする。 年間計画に基づき、気軽に育児相談ができる環境を提供する。</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	事業内容	しらゆり未就園児教室	① 2・3歳児（毎週火曜日） ② 1歳児（第2・第4水曜日） 子どもの発達に応じ、「遊び」を通して健やかな育ちの一助とする。 子育て中の親同士のつながりの場とする。 年間計画に基づき、気軽に育児相談ができる環境を提供する。
事業名	事業内容					
しらゆり未就園児教室	① 2・3歳児（毎週火曜日） ② 1歳児（第2・第4水曜日） 子どもの発達に応じ、「遊び」を通して健やかな育ちの一助とする。 子育て中の親同士のつながりの場とする。 年間計画に基づき、気軽に育児相談ができる環境を提供する。					

幼保連携型認定こども園 認可申請調書

区分	内 容							
1 名称	金光学園こども園							
2 所在地	浅口市金光町大谷 499-1							
3 開設時期	平成28年4月1日							
4 新設／移行	幼稚園から移行 金光学園幼稚園 (S22.7.2認可)							
5 設置者	学校法人金光学園 (理事長: 佐藤乃武雄) (併設校: 金光学園高等学校、金光学園中学校)							
6 園長予定者	氏 名	神田 繁雄						
	学校・児童福祉施設勤務歴	5年	保有資格	社会教育主事、社会福祉主事、知的障害者福祉司、児童福祉司、児童指導員、身体障害者福祉司(いずれも任用資格)				
	備 考	現 学校法人金光学園常務理事並びに金光学園幼稚園・高等学校・中学校事務長						
7 定員及び学級	定員 110人 (学級数 4学級)							
	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				10人	10人	15人	15人	50人
2号・3号認定	10人	10人	10人		10人	10人	10人	60人
学級数				1学級	1学級	1学級	1学級	4学級
必要配置数	3.3人	3.3人	1人	1人	1人	1人	1人	12人(※)
	※園長が兼任のため、年齢別園児数により算出した数に1名加える。 【参考】移行前幼稚園の状況 収容定員100人、在園児数78人、学級数 3学級 (H28.1現在)							
8 教職員組織	園長、副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭10名、栄養士、調理員3名、事務職員、用務職員 園医、園歯科医、園薬剤師(委嘱) ----- 園児の教育・保育に直接従事する職員 合計13名							
9 敷地・園庭	敷地面積 3,212m ² (自己所有)							
	園庭面積 1,074.58m ² (必要面積 513m ²)							

区分	内 容																				
10 園舎・設備	<p>園舎面積 1,244.46m² (必要面積 605.8m²) 構造：鉄骨造2階建(耐火建築物)</p> <p>設備面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要設備</th> <th>室数</th> <th>現有面積</th> <th>必要面積</th> <th>適否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室・ほふく室</td> <td>2</td> <td>101.16m²</td> <td>66.0m²</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td>5</td> <td>275.76m²</td> <td>178.2m²</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>1</td> <td>143.44m²</td> <td></td> <td>適</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他の必置設備 ■職員室、■保健室、■調理室、■便所、■飲料用設備、 ■手洗用設備、■足洗用設備</p>	必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否	乳児室・ほふく室	2	101.16m ²	66.0m ²	適	保育室	5	275.76m ²	178.2m ²	適	遊戯室	1	143.44m ²		適
必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否																	
乳児室・ほふく室	2	101.16m ²	66.0m ²	適																	
保育室	5	275.76m ²	178.2m ²	適																	
遊戯室	1	143.44m ²		適																	
11 教育及び保育の目標(理念)	<p>一人ひとりの子どもがその子にふさわしく成長していく教育・保育を行うことを目的とし、「元気な子」として心身ともに健康でたくましい子どもに育てること、「やさしい子」として情緒豊かで思いやりのある子どもに育てること、「頑張る子」として意欲を持って最後までやり遂げる子どもに育てることを目標とする。</p>																				
12 教育及び保育を行う期間及び時間	<p>教育標準時間(1号認定)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育週数</td> <td>年間39週</td> </tr> <tr> <td>基本開園日</td> <td>月曜日から金曜日(祝日は除く)</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>夏季 7月21日～8月28日 冬季 12月23日～1月4日 春季 3月18日～4月5日</td> </tr> <tr> <td>教育標準時間利用</td> <td>8時30分～14時00分</td> </tr> <tr> <td>預かり保育</td> <td>教育時間の前後 教育時間前 7時00分～8時30分 教育時間後 14時15分～19時00分 土曜日 7時00分～19時00分 長期休業日 7時00分～19時00分</td> </tr> </tbody> </table>	教育週数	年間39週	基本開園日	月曜日から金曜日(祝日は除く)	長期休業日	夏季 7月21日～8月28日 冬季 12月23日～1月4日 春季 3月18日～4月5日	教育標準時間利用	8時30分～14時00分	預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 7時00分～8時30分 教育時間後 14時15分～19時00分 土曜日 7時00分～19時00分 長期休業日 7時00分～19時00分										
教育週数	年間39週																				
基本開園日	月曜日から金曜日(祝日は除く)																				
長期休業日	夏季 7月21日～8月28日 冬季 12月23日～1月4日 春季 3月18日～4月5日																				
教育標準時間利用	8時30分～14時00分																				
預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 7時00分～8時30分 教育時間後 14時15分～19時00分 土曜日 7時00分～19時00分 長期休業日 7時00分～19時00分																				

区分	内 容						
12 教育及び保育を行う期間及び時間 (続き)	保育標準時間、保育短時間（2号・3号認定）						
	開園日数	年間294日					
	基本開園日	月曜日から土曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）					
保育標準時間利用	基本保育時間	7時30分～18時30分					
	延長保育時間	7時00分～7時30分 18時30分～19時00分					
保育短時間利用	基本保育時間	8時00分～16時00分					
	延長保育時間	7時00分～8時00分 16時00分～19時00分					
13 食事の提供	<p>食事の提供方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 園内で調理する方法</p> <p><input type="checkbox"/> 園内で調理する方法（調理業務を外部委託）</p> <p><input type="checkbox"/> 3歳以上の給食を園外で調理し、搬入する方法</p> <p>1号認定の園児への食事の提供</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り</p> <p><input type="checkbox"/> 無し</p>						
14 子育て支援事業 (在園児以外を対象)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td> <p>①地域開放日（毎週土曜日） 地域の子どもとその保護者を対象に、地域の遊び場をして園庭を開放する。</p> <p>②未就園児親子登園日（月1回） 未就園児と保護者を対象に、園が提供する教育・保育に参加できる機会を設け、教職員や在園児の保護者と交流ができるようとする。</p> <p>③主幹保育教諭による子育て相談（随時） 子育て相談を隨時受け付ける。</p> </td></tr> </tbody> </table>			事業名	事業内容	地域子育て支援拠点事業	<p>①地域開放日（毎週土曜日） 地域の子どもとその保護者を対象に、地域の遊び場をして園庭を開放する。</p> <p>②未就園児親子登園日（月1回） 未就園児と保護者を対象に、園が提供する教育・保育に参加できる機会を設け、教職員や在園児の保護者と交流ができるようとする。</p> <p>③主幹保育教諭による子育て相談（随時） 子育て相談を隨時受け付ける。</p>
事業名	事業内容						
地域子育て支援拠点事業	<p>①地域開放日（毎週土曜日） 地域の子どもとその保護者を対象に、地域の遊び場をして園庭を開放する。</p> <p>②未就園児親子登園日（月1回） 未就園児と保護者を対象に、園が提供する教育・保育に参加できる機会を設け、教職員や在園児の保護者と交流ができるようとする。</p> <p>③主幹保育教諭による子育て相談（随時） 子育て相談を隨時受け付ける。</p>						

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の概要（認可基準）

条	規定する項目	概要										
4	学級編成	<p>(1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。</p> <p>(2) 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。</p> <p>(3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則とする。</p>										
5	職員の数等	<p>(1) 配置が義務である職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 園長 ② 主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭 ※保育教諭等の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・専任の副園長又は教頭が兼ねることができる。 ・学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭又は講師を充てることができる。 ③ 調理員 ※調理員の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・調理業務の全てを委託する場合は、調理員を置かないことができる。 <p>(2) 配置が努力義務である職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、養護教諭又は助養護教諭 ③ 事務職員 <p>(3) 保育教諭等の配置人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配置基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の年齢区分</th><th>配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> <tr> <td>1～2歳児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>3歳児</td><td>おおむね20人につき1人</td></tr> <tr> <td>4～5歳児</td><td>おおむね30人につき1人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ② 必要配置人数の算定方法 <p>必要配置人数 = (0歳児の数 × 1/3) + { (1歳児の数 + 2歳児の数) × 1/6 } + (3歳児の数 × 1/20) + { (4歳児の数 + 5歳児の数) × 1/30 }</p> <p>※年齢別に、園児数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下を切り捨て）、各々の数を合計した後に小数点以下を四捨五入する。</p>	園児の年齢区分	配置基準	0歳児	おおむね3人につき1人	1～2歳児	おおむね6人につき1人	3歳児	おおむね20人につき1人	4～5歳児	おおむね30人につき1人
園児の年齢区分	配置基準											
0歳児	おおむね3人につき1人											
1～2歳児	おおむね6人につき1人											
3歳児	おおむね20人につき1人											
4～5歳児	おおむね30人につき1人											

条	規定する項目	概要						
5	職員の数等 (続き)	<p>③ 学級数との関係 3歳以上の園児については、前記①の配置基準により算出した人数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を必要配置人数とする。</p> <p>④ 園長が専任でない場合の職員配置 園長が専任でない場合は、上記②の算定方法により算定した人数に1人を加えた人数を配置する。</p>						
6	職員の知識及び技能の向上等	<p>(1) 園の職員は、常に自己研さんしに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>(2) 園の設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(3) 職員の研修には、園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する事項を盛り込まなければならない。【岡山県独自規定】</p>						
7	位置等	<p>(1) 園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。</p> <p>(2) 園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>						
8	園舎及び園庭	<p>(1) 園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>(2) 園舎及び園庭は同一の敷地又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>(3) 園舎の構造</p> <p>① 2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは3階建以上とすることができる。</p> <p>② 乳児室、ほふく室、遊戯室又は便所は園舎の1階に設けるものとする。ただし、次の要件を満たすときは、2階以上に設けることができる。 <乳児室等を2階以上に設けるための要件></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階</td><td> 一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている </td></tr> <tr> <td>3階以上</td><td> 一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件 </td></tr> </tbody> </table>	階	要件	2階	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている	3階以上	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件
階	要件							
2階	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている							
3階以上	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件							

条	規定する項目	概要												
8	園舎及び園庭 (続き)	<p>(4) 園舎の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。</p> <p>① 学級数に応じた面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td><td>180m²</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>320m²+100m²×(学級の数-2)</td></tr> </tbody> </table> <p>② 満3歳未満の園児の数に応じた面積の合計 (ア+イ+ウ) ア 1. 65m²×満2歳未満のほふくをしない園児数 イ 3. 3m²×満2歳未満のほふくをする園児数 ウ 1. 98m²×満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>(5) 園庭の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。 (①+②)</p> <p>① 次のア及びイの面積のうち大きい方の面積 (アorイ) ア 学級数に応じた面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330m²+30m²×(学級の数-1)</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400m²+80m²×(学級の数-3)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 満3歳以上の園児数に応じた面積 3. 3m²×満3歳以上の園児数</p> <p>② 満2歳以上満3歳未満の園児数に応じた面積 3. 3m²×満2歳以上満3歳未満の園児数</p>	学級数	面 積	1学級	180m ²	2学級以上	320m ² +100m ² ×(学級の数-2)	学級数	面 積	2学級以下	330m ² +30m ² ×(学級の数-1)	3学級以上	400m ² +80m ² ×(学級の数-3)
学級数	面 積													
1学級	180m ²													
2学級以上	320m ² +100m ² ×(学級の数-2)													
学級数	面 積													
2学級以下	330m ² +30m ² ×(学級の数-1)													
3学級以上	400m ² +80m ² ×(学級の数-3)													
9	園舎に備えるべき設備	<p>(1) 設置が義務である設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員室 ② 乳児室又は保育室 ③ 保育室 ④ 遊戯室 ⑤ 保健室 ⑥ 調理室 ⑦ 便所 ⑧ 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 <p>(2) 設備の特例</p> <p>① 職員室と保健室及び保育室と遊戯室 特別の事情があるときは、それぞれ兼用することができる。</p>												

条	規定する項目	概要								
9	園舎に備えるべき設備 (続き)	<p>② 調理室（給食の外部搬入を行う場合） 満3歳以上の園児の給食を、園外で調理し、搬入する方法により行う場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、最低限の調理を行うために必要な加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>③ 調理室（給食を提供する園児数が少ない場合） 園内で調理する方法により給食を提供する園児数が20人未満の場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、20人未満の園児に園内調理による給食の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>(3) 面積基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td><td>1. 6.5m²×満2歳未満のほふくしない園児数</td></tr> <tr> <td>ほふく室</td><td>3. 3m²×満2歳未満のほふくする園児数</td></tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td><td>1. 9.8m²×満2歳以上の園児数</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 設置が努力義務である設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放送聴取設備 ② 映写設備 ③ 水遊び場 ④ 園児清浄用設備 ⑤ 図書室 ⑥ 会議室 	区分	面積	乳児室	1. 6.5m ² ×満2歳未満のほふくしない園児数	ほふく室	3. 3m ² ×満2歳未満のほふくする園児数	保育室又は遊戯室	1. 9.8m ² ×満2歳以上の園児数
区分	面積									
乳児室	1. 6.5m ² ×満2歳未満のほふくしない園児数									
ほふく室	3. 3m ² ×満2歳未満のほふくする園児数									
保育室又は遊戯室	1. 9.8m ² ×満2歳以上の園児数									
10	園具及び教具	園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。								
11	教育及び保育を行う期間及び時間	<p>(1) 每学年の教育週数は、特別な事情がある場合を除き、39週以上とする。</p> <p>(2) 一日当たりの標準的な教育時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の園児については教育時間を含む。）は、一日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長が定める。</p>								

条	規定する項目	概要
12	教科	園児の心身の状況によって履修することが困難な教科は、心身の状況に適合するように課さなければならない。
13	非常災害対策	(1) 園は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 (2) 園は、想定される非常災害の種別ごとに、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関へに通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。 (3) 園は、前記の計画に従い、避難及び消火に係る訓練その他必要な訓練を、実効性を確保しつつ行わなければならない。 (4) 園は、訓練のうち避難及び消火に係る訓練を、毎月1回以上行わなければならない。【岡山県独自規定】
14	食事	(1) 保育を必要とする園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。 (2) 献立は、できるだけ変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有し、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 (3) 地域で生産された食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。【岡山県独自規定】 (4) 園は、園児の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。
15	子育ての支援	園における保護者に対する子育ての支援は、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、当該地域において必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行い、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めなければならない。
16	掲示	建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の掲示をしなければならない。
17	以下、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用 ※「条」欄の数字は、児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の条数	
4	条例で定める基準と幼保連携型認定こども園	園は、条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないならず、条例で定める基準を超えて設備を有し、又は運営をしている園においては、条例で定める基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならない。

条	規定する項目	概要
5	幼保連携型認定こども園の一般原則	園は、園児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重した運営を行い、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努め、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
9	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員は兼ねることができない。
	他の学校又は社会福祉施設の設備を兼ねるときの設備の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、設備の一部を他の学校又は社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については兼ねることができない。
10	園児を平等に取り扱う原則	園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用の負担の有無によって、差別的な取扱いをしてはならない。
11	虐待等の禁止	園の職員は、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること等、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
12	懲戒に係る権限の濫用禁止	園長は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
19	秘密保持等	園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならず、園は、職員であった者が、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
20	苦情への対応	(1) 園児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。 (2) 県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
44	設備の基準	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を園舎の2階以上に設ける場合の要件を規定。
45	設備の基準の特例	満3歳以上の園児の給食について、園外で調理し、搬入する方法により行うことができる要件を規定。
49	保護者との連絡	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 1～6 略

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12 略

（教育及び保育の目標）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関する厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（設置者）

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第13条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22

第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数
- 二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
- 三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3～5略

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、

又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

- 五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者
- ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの
- 3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならない。
- 4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項の設置の認可をしないことができる。
- 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における

る特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 略

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。